

第3回 ハローワークとILO条約に関する懇談会 議事概要

1. 日時：平成19年1月22日（月）10:00～12:30

2. 場所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室

3. 出席者

（委員）花見忠座長、吾郷眞一委員、逢見直人委員、小寺彰委員、山本草二委員

（オブザーバー）八代尚宏経済財政諮問会議民間議員

（事務局）中藤公共サービス改革推進室長、櫻井参事官、堀内企画官

4. 議事次第

（1）逢見委員の所見

（2）山本委員の所見

（3）花見座長の所見

5. 議事概要

花見座長 定刻となりましたので、第3回ハローワークとILO条約に関する懇談会を始めさせていただきます。

本日も、オブザーバーとして経済財政諮問会議の八代議員に御出席いただいております。

本日は、逢見委員、山本委員及び私が意見披露を行いました後に意見交換をするという予定ですが、事務局から今回の開催案内をお送りする前にお願いしてありますように、論点メモに関する御見解をお示しいただくということを含めて民間議員提案について88号条約等の遵守等、問題になるか否かについても可能な範囲で理由とともに御意見をいただければということでございます。

では、まず逢見委員から30分以内ということをお願いいたします。

逢見委員 それでは、私は資料1の文書を提出しておりますので、これに沿って申し上げます。

私は官民競争入札等監理委員もやっております、ハローワークの市場化テストは昨年11月14日に公共サービス改革小委員会で取り上げられたわけですが、ちょうどそのとき私は欠席しましたので、文書で意見を出しております。

その意見は3点ございます。一つは、セーフティネットとしての全国的体系での無料職業紹介は維持するべきであるということ。それから、ILO88号条約は遵守すべきであるということ。最後に、ハローワーク事業の失業保険の認定給付と職業紹介、事業主への指導との一体的実施ということは効率的かどうかという点から考えても意味があるということを申し上げます。

この懇談会は条約解釈を扱うものであって、私の意見で言うと2の部分に当たるものがありますが、ただ、ハローワークの包括的民間委託を政策判断としてやるかどうかについて

は、ただ単にILO条約がクリアできればそれでいいということではなくて、当然その立法論、政策論について判断する場が必要だと思いますから、そういう場で議論をすべきであると考えます。

その際、我が国は憲法98条第2項で、日本が締結した条約の誠実な遵守を定めていますから、本懇談会においては条約の本旨から外れた恣意的な解釈の可能性を示唆するような取りまとめは適当ではありません。条約があって、それについての議論の場があるわけですから、そこで条約に違反するのはどういうものがきちんと示されることが憲法の趣旨に沿うことになるのではないかと思います。

1と3については末尾に参考として付けておりますので、ここでは意見2のILO88号条約との関係について述べさせていただきます。

最初にILOの目的などが書いてあります。吾郷先生や花見先生を前に説明するのは大変恐縮ですが、ILO憲章と、それから目的に関する宣言、フィラデルフィア宣言と呼んでいますが、「労働は商品ではない」などの4点が根本原則として確認されています。その根本原則に基づいて基本目標が定められておりますが、特に基本目標のaで人権に関わる部分、これがILOが人権条約であると言われるゆえんでありまして、bとして、このことを可能にする状態の実現は国家の及び国際の政策の中心目的でなければならない、と示されています。ILOはそのために存在するということを言っているわけですから、このことをきちんとまず踏まえるべきであります。

88号条約が採択されたのは1948年でありますから、ちょうどフィラデルフィア宣言の4年後、第二次世界大戦をまたいだ直後なわけです。この同じ年に、87号条約という結社の自由に関する条約も同時に採択されているわけですが、憲章前文やフィラデルフィア宣言の理念である「世界平和の実現のために、社会不安をもたらすような劣悪な労働条件をなくす」ということをこれらの条約によって具体化するということになったのだと思います。

フィラデルフィア宣言は1944年のことではありますが、1998年に新宣言というものが発せられました。新宣言では、フィラデルフィア宣言から50年たって新たにILOの意義ということが示されたのだと思います。

新宣言の中で、中核的条約というものを規定するわけですが、その際、加盟国は二つのことを想起すべきであると言っています。aで、「ILOに任意に加入する際にすべての加盟国は憲章及びフィラデルフィア宣言に規定された原則及び権利を支持し、機関の全体的な目的の達成に向けて、手段のある限り、また、各加盟国の特有の条件に十分に沿って取り組むことを引き受けた」として、加盟国はILO憲章を批准して加盟国になった時点でこの憲章前文あるいはフィラデルフィア宣言に掲げられた目的を追求することを受け入れたこととなります。日本は一時ILOを脱退して戦後また復帰するわけですが、当然その復帰した際にILO憲章及びフィラデルフィア宣言を受け入れたということが前提になると思いますので、こうしたILOの精神に沿った形で条約を批准し、批准した条約につ

いて実施する義務が発生すると考えております。

(3)の「条約勧告の適用監視」については、前回の吾郷先生のお話にもあったので重複は避けますが、監視活動という中で各国が定期報告書を提出することが義務づけられております。この定期報告書は各国政府の責任で出すわけですが、そこに労使が意見を述べることができます。つまり、これは条約の採択自体が政労使三者で議決されて、政府だけではなくて三者による同格の立場で議決に参加しているということですから、当然その報告に対しても意見を述べる権利があるわけですが、これを監視制度に組み込むということは非政府団体にきちんとその見解の表明権を与えることによって制度の効果的運用を図るという目的があると言われております。144号、三者協議に関する条約というものがあって日本も批准しておりますが、144号に基づいても労使は個別の意見を述べることができるわけです。条約勧告適用専門家委員会はこのようにして送付されてきた報告書あるいは労使の個別見解を元にして審査します。それによって「直接請求」または「意見」の形で最終判断を下します。これは、前回の吾郷委員の報告にもあったとおりでございます。

憲章22条で政府が報告するわけですが、この「監視機能における労使団体の役割」というのは、憲章23条で労使団体の保有する権利として補足意見、反対意見を述べるができるわけです。そういう形でこの条約の誠実な遵守、履行ということを求めているということだと思えます。

88号条約は、第1条で「完全雇用の達成及び維持並びに生産資源の開発及び利用のための国家的計画の不可分の一部として雇用市場を最もよく組織化すること」とあるわけですから、この目的に沿ってここでも議論になっている2条、3条、6条、9条のようなものが要請されている。要は、無料でだれもが利用できる職業紹介をする公共サービスを創設、維持するために可能な裁量の組織を確保する義務を政府に課したと理解しております。これは、セーフティネットとしての役割を果たします。特に企業が倒産することなどによって非自発的失業を余儀なくされる人たちに対して、便利な位置で無料で行われる公共サービス、これは非常に重要な役割を今日でも持っていると思えますので、今回論点になっている「大都市におけるハローワークの一部民間開放」といった点についても、こうしたILOの根本目的、88号条約が目的としているものを十分に踏まえた解釈がされるべきだと思います。

条約第4条では第1項で「職業安定組織の構成及び運営並びに職業安定業務に関する政策の立案について使用者及び労働者の代表者の協力を得るため、審議会を通じて適切な取極が行われなければならない」となっています。

それから、第2項で「それらの審議会における使用者及び労働者の代表者は、使用者及び労働者の代表的団体が存在する場合には、それらと協議の上それぞれ同数が任命されなければならない」とあります。

そして、第5条で「職業安定組織の労働者に対する職業紹介についての一般的政策は、第4条に定める審議会を通じて使用者及び労働者の代表者に諮問した上で決定しなければ

ならない」となっております。

したがって、本条約に関わる政策の立案、変更については、条約第4条の要件を満たす審議会に諮問されなければならないと思います。我が国においては、この第4条の要件を満たす審議会は厚生労働省の下にある労働政策審議会だけであります。したがって、大都市におけるハローワークの民間委託という立法政策論として判断する場合には、労働政策審議会に諮問されるべきであると思います。

それで、この88号条約に関して2005年9月に政府報告が出されているわけですが、これに対して連合は、「職業紹介機関であるハローワークに関しては、すべて公務員が執り行っていることは政府報告どおりではあるが、2005年から、市場化テストの一環として実施されているキャリア交流プラザ等の一部民間委託が、将来のハローワークの「民間開放（包括的委託等）」につながるのではないか懸念される」というコメントを出しております。

このコメントに対して、ネット上ですが、「委員会は、本条約の適用に関する日本政府の詳細な報告に注意する。連合は報告の中で、2005年以来、公共職業安定機関に関連した部門の部分的民営化が行われるとしている。連合は、この部分な民営化が、将来の公共職業安定機関の民間開放につながるのではないかと懸念を表明している」と条約勧告適用専門家委員会が紹介しています。それで、日本政府に対して更にその詳細な報告を出すように求めております。

韓国も2005年にF K T U、韓国労総と我々は呼んでおりますが、ここが条約勧告適用専門家委員会に対して直接請求を行っております。韓国のF K T Uの報告によれば、政府は現在155か所ある公共職業安定所を46か所のパイオニアセンター、47か所の一般サービスセンター、19の移動型チームに置き換える計画である。これに対して専門家委員会はさらなる情報提供を要求しています。

それからもう一つ、F K T Uの報告によると、「公務員」と「民間職業カウンセラー」の2種類のカテゴリーのスタッフが公共職業安定機関に勤務しており、民間職業カウンセラーは1,800人で全スタッフの80%を占めている。民間職業カウンセラーは1年契約で99%が学卒者であるが、給与水準は期間の定めのない職員の6割である。失業率が下がった際には民間職業カウンセラーを10%まで削減すると政府は表明しています。

韓国は一時通貨危機等もあって失業者の急増が問題になって、そういう時期にこういう政策を入れたんでしょうが、現在どうなっているのかはまだ情報が入手できていません。我々は韓国労総にもう少し情報が欲しいと言っているんですけども、まだなくて今日間に合っていないのですが、これが88号条約に照らしてどうなのかということが提起されております。専門家委員会も詳しい情報を韓国政府に対して要請しております。

それから、前回ですか、事務局からイギリス、イタリア、ブルガリアがいったん88号条約を批准した後、離脱しているという御報告がありまして、ちょっと気になってイギリスとイタリアがなぜ離脱したのかを調べてみました。

イギリスは1971年に離脱したんですが、それは職業紹介と職業訓練を統合すると政策を変えて、その職業訓練にかかる費用については有料とするということで離脱したと聞いておりました、職業紹介に関しては別に有料でやっているわけではないということのようです。

イタリアは、これも1971年なのですが、当時労働者側に対して優位的な権利を付与する動きがある中で、審議会における労働者代表の数を増やす。これが労使同数という4条3項が遵守できなくなるという理由で破棄したということで、これも特に職業紹介の活動がどうこうということで離脱したわけではないようです。

3番目に、88号と181号条約との関係です。181号条約というのは、1949年に採択された96号条約と、1933年の34号条約を改正するものとして民間職業仲介業務の重要な役割をきちんと認識して位置付けるということで採択された条約であります。

ちょうど当時、私は中央職業安定審議会の委員をやっておりました、1999年にILO181号条約を我が国で批准し、合わせて職業安定法を改正する。それから、労働者派遣法を改正する。この三つを同時に行う審議に関わった記憶がございまして、そのときに国会審議で公共サービスとしてのハローワークと民間職業紹介機関との関係が議論になっております。これに関して附帯決議が衆参の委員会から出されておりました、例えば7ページの枠組みにある参議院労働・社会政策委員会附帯決議で、「現下の厳しい雇用・失業情勢の下で、公共職業安定所その他の職業安定機関が働く人々の雇用の安定及び多様な職業選択の機会の確保のためのセーフティネットとしての役割を適切に発揮できるよう、また、民間の事業者がその活力や創意工夫を活かし労働力需給調整の役割を適切に果たせるよう」云々ということで、セーフティネットとしての役割は公共職業安定機関に求め、民間は自ら持つノウハウや創意工夫を活かして労働力需給調整の役割を果たすこととしています。この二つの役割でもって今の雇用失業情勢を乗り切っていくということが立法者意志として示されたわけです。

これは、181号条約を批准することによって、88号の意味がなくなったという議論は全くなかったと記憶しております。88号と181号というのは明らかに役割が明確に機能分担されている。我が国においてもそのような理解の下で職業安定法改正がなされたと理解しております。

次に、事務局より提起された論点に沿って、私は法律の専門家ではございませんけれども、私なりに条約を読んだときに論点として出されているものについての見解を申し上げます。

まず（ア）であります、ハローワークが条約上の職業安定組織を構成する。仮に民間事業者に委託した場合にそれが条約上の職業安定組織たり得るかということについては、これまで述べてきたように条約第6条という職業安定組織業務というのはセーフティネットとして実施されるものであって、民間委託は不可能であるというふうに考えます。

したがって、（イ）については答える必要がないと思いますが、（ウ）で条約第2条の

「国の指揮監督」とは具体的にどのような内容のものかという論点がありますが、条約第2条の「国の指揮監督」というのは具体的には国からラインとしての指揮命令を受けながら運営をされていることを意味すると考えております。

それから、関連論点で、
、
、
があります。まず「条約上の公務員」というのはどういうことかということですが、ここの「条約上の公務員」というのは職業紹介を公平・公正に実施し得る必要から、政府の更迭云々とは無関係ということが書いてあって、そういう身分である者を指している。これは具体的には各国の法制度においてこうした要件を満たすものとして規定すべきものでありますが、我が国においては公務員法上の公務員と考えるのが素直な解釈だと思います。

セーフティネットとして実施される職業紹介業務については、すべて条約上の公務員によってなされる必要があると思います。

国や地方自治体から業務の委託を受けた民間事業者、または当該民間事業者に雇用され当該業務の実施を行う職員というのは「条約上の公務員」には該当しないと考えます

ただ、条約で定義される職業紹介業務以外の業務をハローワークで行っていたとしても、それは公務員でなくても従事できると考えます。

それから設問2であります。条約第3条では「当該国の各地理的区域について十分な数であって使用者及び労働者にとって便利な位置にある」と記されています。条約第3条が求めている網状組織というのはそのような前提が付いておりまして、使用者及び労働者が十分な数を満たしていない。特に労働者側から十分な数を満たしていない。そのことによって、公共職業安定所による職業紹介を受ける権利が侵害されているといった申立てや苦情が出ることのない実行体制を求めたものと理解をしております。

「必要最小限」という厚生労働省の考え方についての見解を求められておりますが、必要以上に組織を設置したとしても、利用者である労働者にとってはより望ましいことであって、これは不利益変更には当たらないわけですから、このことによって条約に反したことになるとは思いません。我が国の厚生労働省が必要最小限のものを目指しているとしても、これは条約遵守の観点とは無関係であって、それを必要最小限とするのか。それを上回るものとするのか。これは政策判断の問題だと思います。

ただし、必要最小限以上のハローワークが設置されていたとしても、それが公共職業安定機関になるということであれば、条約を遵守すべきことは当然だと思います。

それから（イ）で、ハローワークの職業紹介業務を民間に委託しても条約第3条との関係で問題を生じないとの解釈でよいかという論点もありますが、民間に業務を委託したハローワークを条約上の職業安定組織ということは不可能だと思います。条約は「職業安定組織の職員は公務員でなければならない」としておりますので、条約が公的職業紹介組織を民間に委託することは全く想定していないと考えます。

関連論点で、条約第3条の網状組織、十分な数とか便利な位置とか、これをだれがどのように判断するかということですが、これは先ほどお話をした条約第4条の中で政労使三

者の審議機関を置けと言っているわけですから、そこで各国における権限ある機関でこのことを判断する。我が国では職業安定法施行規則第6条で一管轄区域についての基準というものがあまして、近年、公務員の定員削減などによってハローワークの廃止等がなされているわけですが、一管轄区域にかかる基準というのは、これを改正するとすれば、これは労働政策審議会で議論の上、設定、改廃がなされなければいけないと思います。

今後、ハローワークが減少して労働者の利便性に不利益が生じるということになれば、連合としては、今はハローワークの一つひとつの統合削減について物は言っておりませんが、今後著しい不利益が生じるということになれば労働政策審議会の中で問題を提起していくことになると思います。

設問3で、職業紹介のネットワーク性についての論点が提起されております。これについては、条約上は職業安定組織が全国的ネットワークに組み込まれていることを要求しているものと思います。少なくともセーフティネットとしてのネットワークに組み込まれているものとして整理されたものについては、条約上の職業安定組織としてルールに従う必要があると思います。ここで言っているネットワークというのは、単にハローワーク間が情報システムによって物理的に結節されているということだけではなくて、職業紹介実施上、必要不可欠なハローワーク間における日常的な相互連携を含むものと考えます。例えば、我が国の職業安定法17条第2項で、「公共職業安定所は、その管轄区域において、求職者にその希望及び能力に適合する職業を紹介することができないとき、又は求人者の希望する求職者若しくは求人数を充足することができないときは、広範囲の地域にわたる職業紹介活動をする」となっており、情報ネットワークができていない時代は電話等でやり取りをしながら職業紹介していたことを踏まえ、そういうことを可能にするハード面、ソフト面の体制をネットワークと言っているんだと思います。

設問4で、「無料の職業紹介組織」の「無料」とはどのような意味かという論点が提起されておりますが、条約第1条の「無料」とはいかなる名義でも対価を求めないものを意味すると理解しております。これは求職者及び求人企業だけではなくて、国やそれ以外の第三者から委託費のような形で報酬を受けることも対価に当たると思います。

ちなみに、我が国では職業安定法4条第2項で「無料職業紹介」について定義しておりますが、ここでは「職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう」となっておりますので、国から委託費のような形で報酬を受けるということも無料職業紹介には当たらないというふうに解釈できると思います。それから、設問5で「その他の論点」としてオーストラリアのケースについて提起されております。条約勧告適用専門家会合がどう判断しているのかということについてのコメントを私はできる立場にはありませんが、ただ、素直に条約を読めばオーストラリアの職業紹介事業というのはセーフティネットとしての機能を十分に果たしていないし、その職員が公務員であるとは思えない。オーストラリアについては1996年ですか、ハワード政権が誕生して一連の労働諸法を改定するというのをやっておりますが、一連の労働法の改定については

オーストラリアの労働組合はもちろん、世界の労働組合も反対をしてくれています。

オーストラリア的行き方というふうに呼んでいるわけですが、オーストラリア的行き方というものがその国に働いている人たちの雇用や生活条件にどのような影響を与えているか。これはOECDの加盟国の労働組合、OECD-TUACという組織があるんですが、そういうところでもオーストラリアは今どうなっているのかということについてしばしば議論があって、全体として見ると危惧と警戒の目でオーストラリアがどういう方向にいかしているかを見えています。

したがって、オーストラリアがそうだから我が国もということで、日本がオーストラリア的行き方をまねる必要はないと思います。

あとは参考ですので、これは目を通していただければありがたいと思います。

30分以内ということですので以上です。

花見座長 時間どおりにありがとうございました。

それでは、時間の関係もありますので質疑応答、意見交換は後でまとめてやっておくということで、続いて山本委員から同じく30分以内をお願いします。

山本委員 ここでの議論は88号条約プロパーの問題ですけれども、公権力の行使とか、条約違反に伴う責任とかという問題がしばしば話題に出ておりますので、少し一般国際法に立ち戻って問題点を整理した上でプロパーの問題を見るのがいいかと考え、あえてそういう問題を提起いたしました。

その理由は、まず〔1〕で言うておりますとおり、「公共サービス概念」というものが分化してきているのではないかと、あるいは分類する必要があるのではないかとという問題意識であります。従来、職業安定サービスの運営とか提供は官による独占を前提にして一元化の下で行われてきたのでありますけれども、今日ではそういった未分化の状態にあった概念が分化しつつあるのではないかと、基礎的な概念を少し改めてここで整理しておく必要があるのではないかと、という趣旨であります。

近年、国家が商取引活動その他、私人に開放されている活動に関係するため、改めて「公権力の行使」とどのように区別するかが、国際法上も問題にされるようになりました。特に「公権力の行使」とは関係の条約等では、国家組織法上の構成要素になっている本来の国家機関と、それから本来国家機関としてのステータスは持っていないが、随時直接・間接に国から授權を得て、公権力に関わる行為（統治行為）を私人が行う場合にも、私人が行ったそのような行為についてこれを「国家行為」とみなして、その職務違反については国が責任を最終的に問われるという問題が国家責任条文案との関係で出てきております。そういうところにやはり公権力の行使と、あるいは私企業、私的な組織に問題を委任するときの区別の仕方が国際的には条件次第、つまり国から直接・間接に授權を与えられているとか、国の直接の指示、命令、コントロールの下で私人が行動しているということになれば、対外的にはこれは国の行為ということでみなされて、条約違反があれば国家責任が追及されるということが一つ出てくるわけでありまして。

それからもう一つ、「公権力の行使」と国家が事業を行うときの「業務管理的な作用」の区別が国家の裁判権免除との関係で出てきます。これは国連条約として既に採択されており、そこでは、「主権的権能」とは国家の公務あるいは統治権として行われると抽象的には言っており、そういう「性質」から見て本来、国家に専属する行為がまずあるわけです。具体的には、実は各国はその統治形態に基づいて、国内法で個別に提示していくという仕組みになっております。

そして、この条約では国内裁判所で外国に裁判権免除を認めるときには第一義的にはそういう意味で国家に固有の専属のものとして備わっている行為の「性質」を基準として免除を認めていく。

ただ、法廷地の国内法と関連がある場合には第二義的に「目的」、つまりもともと国家に専属する行為ではない取引行為などについても、例えば途上国の開発といった「目的」に絡むときは、第二義的にそれも入れて国家免除を認めるということで、そこはやはり公権力の在り方を膨らませて考えられているということが言えるわけであり、いずれにしてもこれらの一般条約においては先ほど申しましたとおり各国、取り分け事件がかかったときの法廷地の国の国内法によってそれを具体的に示すということになっています。

そういう意味では、一応公権力の行使と、それから国家が商取引その他の業務を行うときの行為を概念上区別しているのは確かであり、したがって民間委託とか、民間にそれをやらせるときには、公権力の行使をやればどうしても国家の責任とか裁判権免除の問題が関わってくることになり、注意が必要だ。そういう意味では公権力の行使そのものを無条件で民間委託することは国際法から見ても困難であり、問題があるということです。

ただ、行政法の学者が言うように、現場での駐車違反の摘発など、「裁量の余地のない事実行為」については、公権力に属するものであっても民間委託が可能であるし、法律上特段の困難を生じないだろうと言えるのであります。この点は行政法の学者の中でもいろいろな議論がありますので、詰めて問題を考えていただきたいのでありますけれども、国際法から見てもそういう区別、線引きをしておく必要があります。

時間の関係もありますから、早速 88 号条約ではどうなっているかということ、とらえ方としては、本来民間委託を禁止しているとするか、あるいは条約の解釈として内在的にそれは許されているという解釈を取るか、さらに、条約では積極にも消極にも決めていない、白紙の状態にあり、その時々々の国家の裁量に任せている分野だと見るかという問題があるかと思えます。私は、3 番目の立場を取ります。

次に、[2] の「条約の国内適用の基準」という問題も簡単に整理をしておきたいと思えます。まず、条約で決めている国家の義務の分類の仕方であり、これは国家責任の条文案、国連で採択されたのでありますが、最終的には条約義務に適合しない行為をしたときにはその義務の根拠とか性質を問題にせず、国の責任が追及されるという仕組みになりました。ただ、これは長期に及ぶすったもんだの議論があった末にこういう条文になったのであり、今後最終的にもこれでいくか。あるいは実際の適用上、再び争わ

れるような問題になるかは残された形になっております。

最初にこの問題を国連の国際法委員会で取り上げたときは、国際法違反の行為の原因を根拠にして義務を分類していこうという立場を取ったのであります。義務違反が発生する根拠を基準にして分けていこうという考え方がむしろ大勢であったわけです。

それによりますと、二つの分類がまず行われたのであります。第1に「結果の義務」というのは、条約である特定の結果が達成されることを期待すると決めるだけであり、それを各国が持ち帰ってどういう手段、方法を使って、あるいは国内法を援用して解決するか全部各国の裁量に任せてしまうというものであります。これは条約では ensure という言葉を使います。ここでは国際法から見ますと、現行国内法が許す範囲内ではしかるべき措置をとり、あるいは手段を使って、条約が期待している結果を達成すればそれで十分であるという前提になっていたため、国内法によってその結果の達成の仕方にてこぼがあることは当然の前提になっていたわけです。

これに対して、それでは生ぬるい。やはり条約で方法とか手段を特定して、そして条約のねらい、目的を達成すべきであるというのがその次に書いた「方法・手段の義務」というものです。あるいはコンダクトの義務と呼ばれるものであります。つまり、特定の行為をたどって、それを実施することを国家に要求していくという考え方で、国際犯罪の防止とか、しばしば人権法のある規定とか、あるいは環境保護についてのある種の規定がこれに絡んでくるわけです。

この二つがあったのでありますけれども、特にこれでいきますと2番目の「方法・手段の義務」の方が国際法上は厳しいわけですが、フランスの学者等はそれに強く反対をいたしまして、むしろ逆に「結果の義務」の方が厳格だということで大もめにもめまして、結局この二つの分類を条約に採用することはやめたわけです。

しかし、問題は国内法制が条約で定めた義務と適合するように確保しうるようにしかるべき手段を選ぶ。これは各国に任せるわけでありますから、国内法で許した範囲内でもって、あるいは必要とあれば国内法を改正してでも各国の判断によって条約の結果を達成するために必要と考える措置を確保していく。その手段の選択については国家に広範な裁量を与えられているわけであり、ただ、その手段を選ぶについて、手段の選び方次第では条約義務を効果的・実効的に達成できないということになれば改めて責任を問われることになるのであります。「結果の義務」であろうと「手段・方法の義務」の立場を取ろうと、結局はその具体的な状況の中で国内法制等をにらみながら国が選んだ方法が結果的にその条約の趣旨を効果的に達成しているかどうか国際的には問題になるということだけで、そこにいわゆる「相当の注意」を払ったかどうか最終的には問題になってくるのであります。

そういう意味では、この二つの義務の分類は潜在的には残っているわけであり、それをどういうふうに使っていくかは結局は今、申しましたとおり各国の裁量に任せておいて具体的な手段を選びなさい。しかし、その選び方によって条約の期待した結果が効果的に達

成できないということであれば、「相当の注意」を欠いたということによって国際法違反の責任を問われますよという仕組みになっているのであります。

次に、国内措置を取る必要があるかどうかという問題もここで一応整理しておく必要があると思います。ILO憲章の19条5項dでは、採択された条約を各国に持ち帰って批准をするとなっておりますが、批准をするということはILO条約を国内法秩序に自動的に編入したということの意味するだけであって、特に我が国の憲法98条2項などの場合には条約の自動編入という制度をとっておりますから、それはそのとおりなのです。

では、編入したからと言ってそれが条約そのままの形で国内法として執行されるかというと、それは別問題です。この19条5項でも、それをちゃんと念頭に置いており、批准をした上で更にILO条約を効果的に実施するための国内措置をとると書いてある。国内措置としては国内法をつくるか、あるいは予算を振るか、その他、国会や行政機関など国の政治的な機関の判断に任せる余地がそこに出てくるのであります。

ILO憲章自体が19条5項でILO条約の国内的な扱いについてそういう措置をとっていることから見ても、単純に直接適用、自動執行性が認められるわけではない。つまり、国内法に繰り込まれるけれども、それを国内法として実施するためには改めてそこで国内措置をとってカバー、補完しなければならないという仕組みをILO憲章自身もとっているものであり、この点がひとつ注目される点であります。

そういう意味でいきますと、「直接適用」というのは一般にもそうでありますけれども、個々の条約の規定が国内で直接適用されるということが直接明示的に書いてある場合とか、あるいはEUの第2次法のように統合の効果として直接適用が認められるという場合に限られることになるのでありまして、一般の条約について直接適用がそう簡単に認められているわけではない、この点にも注意を喚起しておきたいと思います。

次に、「自動執行性」につきましても、これは当事国の合意があったとか、あるいは個人の権利義務について条約が詳細かつ具体的に規定しているので、改めて国内法を制定して補う必要はないということが、自動的執行性の有無を認めるときの基準として一般に言われているのであります。特に最近強調されるのは、条約の中身を国内で実施するために、今も申しましたが、改めて国の立法機関とか行政機関の関与を要求する。関与を要求していれば、それは自動執行を認めないということが出てくるようになったのであります。

その点に関連して、先ほどILO条約との関係では国内立法措置ということをお申しましたけれども、そのほかにも議会在が条約の実施のために特別な予算を振り当てることを要求しているとか、あるいは違法行為があったときに処罰その他の要件を国内法できちんと決めていくとか、あるいは、それに基づいて国の管轄機関がそれを執行していくというようなことが予定されているときには、自動執行性は認められていないことになるのであります。

このように見てまいりますと、私が検討した限りでは、ILO条約のかなりの種類のものは条約自体としては自動執行性は認められないというのがどうも多数説のようでありま

す。もちろん、個々の条約の規定の中でその規定の特殊な性格上、自動執行性が認められることも例外的にはありますけれども、包括的にアンブロックにこのILO条約が自動執行性が認められるということにはならない。改めてそこで国内で立法措置をとったとか、議会在が予算を振り向けたとか、あるいは行政の管轄機関がそれを具体的に執行していく上での要件を定めるというようなことが必要だと考えられるのであります。

それから、「直接効果」というものがあり、しばしば混同されますけれども、これも最近の条約では区分するようになってきたわけであり、これは国内裁判所で私人が直接条約の規定を引っ張ってきて原告適格を認められるということでありあります。これも従来は渾然一体として直接適用、自動執行、直接効果が一括して認められてきたのであります。やはりこれは分けて考える必要があるだろう。このILO条約で一体、私人とか民間の権利義務を具体的にどこまで決めているかという問題との絡み、あるいはそれを国内裁判所で執行していく当事者適格が私人に認められているかどうか司法的には国内紛争処理の点では非常に問題になってくるだろうし、さらにそういう私人の当事者適格をILOの場で国際的に国なり労使代表が代表して主張するということもあり得るだろう。そういう意味で、非常に例外の場合ですけれども、当事者適格を詰めて考えていく必要があるだろうと思います。

以上の一般論を前提にいたしまして、〔3〕の88号条約の枠組みを見てまいりますと、この条約では「公共職業安定機関」と訳されておりますけれども、それは冒頭に申しましたとおり、従来は国の機関、官が一手に独占するという前提に立っていたためにそう考えられていたのであります。今日では職業安定サービスとの関連において労働市場計画の策定とか、公の資金の振り向け方の規制とか、あるいは失業給付というようなことはどう見てもやはり本来の公権力プロパーに関わる話であろう。これは容易には民間委託は不可能であり、あえてやるとすれば、さっき申し上げたような国としての指令とか、国家機関に準ずるような形で取り込んでしまう、国際的には国が責任を負うという仕組みに持っていくということしかあり得ないだろう。

「民間への開放」が素直に行われるためには、そういう意味では公権力の行使プロパーの問題は一応除いて、ただし、先ほど申しました事実行為に当たるものはその性質上、裁量の余地のないものでありますから、民間に委託しても特段法律上の問題は起きないだろうという趣旨であります。

民間への開放は、公権力の行使以外に関わる問題ということで後ほど取り上げたいと思います。ただ、特にこの問題に取り組むためには cost-effective ということが非常に問題にされると思いますので、そうなると一層市場メカニズムとか、雇用安定サービスの提供とか、あるいは外に出す contract out とか、アウトソーシングとか、そういうような基準を考えて、「サービス提供者」という概念が浮かび上がってくるだろう。それは民間に委託する、民間に任せるという部面がかなり広く法律的には可能であろうと考えられるのであります。

以上、一般論をさらっと申し上げてまいりましたけれども、それを総括いたしまして最後に〔４〕として、論点を五つくらいにまとめてお答えをしておきたいと思えます。

（１）エンプロイメント・サービス、私はこれは「職業紹介業務」というふうに訳すべきではないかと思うのであります。それで、88号条約の１条に、職業紹介業務のうち無料でパブリックなものを maintain するということが出ています。この maintain というのは設定とか、運営とか、それを使つてのサービスの提供とか広く含むのだらうと思えますが、そういうものを一括してILO加盟国が国の責任として引き受けるというのが１条の趣旨であらう。１条１項もそういう趣旨で読むのではなからうかと思えます。

（２）、そういう職業安定業務の全国システムを構成していく。これは事柄の性質上、国の機関の指揮監督に服するということが２条に書いてある。これもそういうふうに見ればいいのではないか。

（３）、システムのネットワークの構成方法、これは国の判断に任せるべき問題で３条です。特に３条の第２項の２．のところでは「国の管轄機関」という言葉が出てきておりますので、先ほど一般論で申し上げたこととの関連において、国の裁量によってそれを振り向けていくことが許されている分野だらうと考えます。これが３番目のネットワークの構成方法です。

（４）、職業紹介業務のスタッフであります。これもこの会で非常に問題になっておりますけれども、先ほど申し上げたような１条、それから２条の国の判断で指揮監督に服するというような意味での全国システムとしてのネットワーク、つまり国の機関の直接の指揮監督を受けて行ふ。これは、担当するのは公務員に限定される。職業紹介業務のスタッフというのは、そういう意味で、以上申し上げた１条、２条との関連において国が公権力の行使として行ふものについては事柄の性質上、当然公務員に限定される。

（５）、職業紹介業務の「提供」です。これは、民間に委託することが法律的に十分可能な分野であり、開放することが妥当であると考えられる。したがって、これに従事する職員等は事柄の性質上、公務員である必要はない。

ただ、条約の３条から８条に、国が職業紹介サービスを運営していく上での要件を定めておりますから、これは具体的に厳しく定めて、その限りにおいて国が民間のこういうサービス業務の提供に関与し、介入していくことが国際的にも必要であらう。細かい問題はこれから諸先生の御議論の中ですり合わせで詰めていきたいと思えますけれども、言葉足らずなところはありますが、少し国際法の一般的な動向の中からこの問題を検討していきたいという趣旨であえて申し上げました。以上です。

花見座長 どうもありがとうございました。

それでは、私の方から最後に所見を述べさせていただきます。資料３でございますが、これは５枚も書いてしまって小さい字で書いたところもありますが、大したことはないのが最初の１ページ目のところは５分でまとめることができます。

実定法の解釈の仕方ですが、これは法律家の先生には釈迦に説法みたいなことですが、

特に来栖三郎先生の書かれたものをちょっと引用しておきましたが、法解釈というのは立法者意思を離れてやらなければほとんど不可能になるというのは、三つくらいの理由があって、公布された途端に立法者から切り離されて、合理的解釈たるべきだとすれば立法者意思から離れ、さらに時代の變遷に適用しなければならないということで立法者意思から離れるということで、立法者意思説に基づいて法の解釈をやることはほとんど無意味だろうと来栖先生は言うておられます。

この観点は、法解釈の基本として法律というのはフィクションである。これは来栖先生が法解釈論に関する名著『法とフィクション』で駆使されたファイフィンガーの「擬制の哲学」(als obの哲学)からきておりますが、法というものは基本的にフィクションである、いかにも、かのようにできているが、基本的にフィクションの上に成り立っているということから出発しております。

これをILOの場合について言いますと、普遍主義と三者構成原理というILOの2大原理というものは、これはまさに壮大なフィクションであり、非常に高い崇高な理念である、人類普遍の原理というフィクションに基づいて成り立っている。私は40年以上にわたりILOの研究をやってきましたが、こういう立派なかがやかしい崇高な理念、世界平和と貧困の克服という理念に立脚した国際機関というものにあこがれて研究を始めて、その現実とのギャップに次第に気が付いてきたというのが私のILOの研究の歴史でございますが、このことを比較的まとめて書いた二つの論文を資料として皆様にお配りしてございます。

ここで言うておりますことは、戦後のILOの歴史はまさにこのようなILOの崇高なユニバーサリズムが、次第に崩壊していった過程であるというふうにとらえられるということです。初めは共産圏と非共産圏の対立から始まり、ついで先進国と途上国の対立の中で、この崇高な理念というものの虚偽性が次第にあらわになっていったということであります。

これは、「グローバル化時代におけるILOの役割と今後の課題」という原稿では99ページの最後の方の「ILOの西欧偏重と普遍主義の形骸化」というところに書いてあります。この辺は吾郷先生が特に詳しいところですが、1996年のWTOのシンガポール会議で西欧先進国の立場は偽善性、理想主義の形を借りた保護主義にすぎないということで、ILOの普遍主義の虚偽性があらわとなり崩壊するに至った。

もちろんこれは文明の衝突でありまして、もう少し広い意味での世界的な潮流の中でとらえた方がいいかと思いますが、要するにILOの理想主義に基づいた規範というもののクレディビリティが著しく低下した。これに伴いILO条約そのものについても、私ども比較労働法研究者あるいは国際労働法の専門家の間でも、ILO条約というもののクレディビリティが低下をしたという点は、この論文では98ページのところに引いてありますが、例えばILOの職員の書いた論文で条約の「過剰生産」(オーバープロダクション)ということが指摘され、同時に現実から乖離した「高望みの条約」が次々と採択され、したが

って批准率がどんどん低下をしていったということが言われるようになり、80年代以降、特に90年代になって次第に私どもの共通認識になっていったということでありませう。

この普遍主義の崩壊は、同時に密接にILOのもう一つの基本的な原理であります三者構成原理の崩壊ということにつながるわけでありまして、これは労働代表の形骸化ということです。もともと共産圏の労働組合代表は国の傀儡である。これは使用者代表も同じですが、そういうことから三者構成がフィクションであるということはつとに明らかになっていきましたが、共産圏以外でも労働組合がしばしば国の機関であるような非民主主義国については三者構成というのは意味をなさないということから、ILOの三者構成というもののクレディビリティが問題とされてきた。

ところが、さらに、先進国の労働組合運動も相次いで凋落を重ね、組織率のコンスタントかつ加速的な低下が一般化したのと同時に、北欧などの少数の国を除くと世界的にそういう傾向が進んでいったのと同じにもう一つ重要な点は、多くの国の労働組合が非正規労働者を排除しており、先進諸国における非正規労働者の増大とあいまって未組織労働者の割合と絶対数が共に増大し、加盟国のほとんどの国で労働組合というものが労働者を代表するとは到底いえないような状況が一般化してきた。

ちなみに、ILOが75周年記念で75人の世界的に代表的な専門家に寄稿を依頼して出版したアンソロジーがありますが、そこで私を含めて何人かがILOの三者構成は崩壊をしたという指摘をしております。それと同時に、このことは監視機構の条約違反を議論する場合に非常に大きな問題であります監視機構の形骸化、クレディビリティの崩壊ということとつながるわけでありまして、私のペーパーでは1ページの最後のところに、もともと国際裁判所と比べると司法機関としてのクレディビリティがILOの各種の監視機構すべてで低いということを書いておきました。これは国際法の専門家の先生方は当然おわかりのように、国際司法裁判所の場合は判事が選挙で任命されるわけですけれども、ILOの監視機構というのはわけのわからない手続で、吾郷先生などはよく御存じのとおり、立派な人ももちろんいますが、どうしてこんな人がなっているのかという人もたくさんおられる機関でありまして、到底独立性が高くてクレディビリティが高いというふうには考えられないわけです。

それで、小寺委員の最初のお話を伺いまして、やはり国際法の専門家の専門的意見でも条約の当事国に解釈権があるのでILOのような国際機関の解釈というものは解釈権の行使ではない、加盟国の責任追及にすぎないというのは非常に的確な御指摘だと思いました。

そうすると、ILOの各種の監視機関のレポートはいわば検事の起訴状のようなものにすぎないわけで、起訴されただけで有罪とするのは日本のマスメディアを含む非法律家の悪癖だと私は考えております。それで、特に従来極めてユニークなものとして高く評価されていたILOの監視機関の限界が次第に明らかになってきたということは、私の「グローバル化時代～」という論文の102ページのところで紹介してありますように、クーニーという国際労働問題の専門家が非常に的確にILOの監視機関の欠点を指摘しております。

まず第1に、加盟国の法律制度の条約適合性を検討するにすぎない。要するに、非常に高邁な普遍的理念に基づきながら、実際はオーバープロダクションであり、高望みの規範であって、微に入り細をうがった規定を持つ200に近い条約の一つ一つに対する各国の法制度の条約適合性を検討し、そこで手続が終わってしまう。これは形式的な法律主義を基本とする西欧的司法手続の限界であります。それ以上立ち入って、なぜ適合していないのか、実際の条約適合の問題点、なぜ当該国では条約が守られないかといったことの立ち入った検討ができない。形式的審査というものを国の実情に関係なく一律に適用している。

2番目は、専門家委員会などは条約を所与のものとして受け取って、現行規定がほとんどの加盟国で実施不可能となっている場合でも改訂の可否などを検討することはない。つまり、典型的な西欧的法律至上主義的審査機関である。

第3に、監視機構は慣行を監視する場合でも実際の慣行を監視するにとどまって、よりよい慣行を普及する方向での革新的対応を促進することはできない。これは、監視機構だからしょうがないと言えばそうですが、こういう欠点が指摘されておりまして、監視機構としてのクレディビリティは著しく低下しつつあるというのが今日の実態であります。

以上のような前提で、88号条約の今日的な意味について申し上げたいと思います。「88号条約の歴史的な位置付けと基本的性格」ということがペーパーの2ページの3の最初のところにも書いてございますが、この条約は皆様御承知のとおり、私的職業紹介を原則禁止とする34号条約を前提にしてできております。要するに、私的職業紹介によって労働者が中間搾取を受けるということで、これを原則禁止していたのが34条なのですが、それだけでは困るのが当然なので、そこで公共職業安定所組織を各国でつくりなさいということで私的職業紹介の禁止を前提にしたのがこの88号条約、あるいは禁止と言えないまでも私的なものについては非常に否定的、ネガティブで、できればなるべくなくしたいというのが当時の基本的な政策であります。

それで、国のやる公共職業安定機関あるいは組織というものについては非常にポジティブな観点でこの条約はできております。しかし、私的職業紹介の原則禁止は望ましいけれども、実際にはできないということから、完全な独占という考え方ではなくて、多分私的職業紹介も事実上はあり得るだろうということは考えていたのではないかとというのが1条2項で「公私の関係団体と協力」ということがうたってありますので、プライベートを全く否定するかどうか、必ずしも言い切ることはできないと思われれます。

ただし、private bodiesというのは私的職業紹介が入るかどうか。これはちょっと精査しないとわかりませんが、完全に私的なものを否定していないので、公的な職業紹介によって独占をするというところまでは言えないにして、かなり独占に近いという前提でできていたわけでありませう。

この条約の意味を法律の条文に従って議論をすることがこの委員会の使命だとしますと、条約のテキストというものを正確に読まないといけないわけですが、ここで問題なのは日本語訳が間違いだらけだということです。まずタイトル自体が「職業紹介に関する条約」

であるはずが、どういうわけか、皆様御承知のようにこれは当然国会にも提出されて批准の前提になった条文であります。原文は「Employment Service Convention」ですが、これがどういうわけか「職業安定組織の構成に関する条約」というふうに翻訳をしております。Employment Service Convention という言葉の中に「組織」と「構成」という言葉があるのか、はなはだ問題であります。

ただし、「Employment Service Convention」というタイトルは略称でありまして、正式の英文の条約名は「Organization of Employment Service Convention」です。そうだとすると、本来「職業安定の組織に関する条約」と訳すべきですが、こういう意識をしているのはなぜかということでもあります。

ちなみに、私がなぜこのような翻訳のことを言うかと申しますと、私のペーパーの2ページの下のところを書いてありますように、ILO条約の日本語が問題になった例は過去にもございます。これは有名な98号条約6条の翻訳でありまして、「This Convention does not deal with the position of public servants engaged in the administration of the state」、「国の行政に携わる公務員の地位」という原文の日本語、これも国会に批准のために出されたものであります。単純に「公務員」と翻訳をしております。この日本語は翻訳をした人が英語を知らないというふうには考えられないので、かなり意図的に翻訳が行われているという前提で、必ず原文に当たって議論をしなければいけないということの典型的な例であります。こういう作為に基づいて翻訳が行われているということを考えながら条約について議論をしないと大変大きな間違いを犯すだろうと思います。

1条、2条は日本語の翻訳では「service」という英文を「組織」として、「employment service」というのをどういうわけか全て「職業安定組織」というふうに翻訳されている。

それから、2条で「national authority」というのを「国の機関」というふうに言っております。これは明らかに「国家権力」のことですね。どういう言葉を使うかは別として、「国の機関」という言葉は適切ではありません。

それから、3条、7条の「offices」は「機関」と訳しております。これは、多分作為なしに読めば「service」というのは明らかに「業務」、「employment service」というのは「職業紹介業務」、「national authority」というのは「国の権威の下に」というか、そういう翻訳であるべきである。

3条、7条のoffices、これは「職業紹介所」ですね。「機関」でもいいですけども、「機関」と言うと「私的」が入らないように読める。そういう前提で翻訳が行われている。これは故意か偶然かわかりませんが、そういう著しい誤訳があるということです。

9条の「staff of the employment service」も同じでありまして、「職業安定組織の職員」、これも意識的か無意識的かはわかりませんが、業務のスタッフと呼ぶべきものを「組織の職員」と訳してしまっている。これは後で詳しく検討いたします。

次に、この88号条約を今日どうとらえるかということになると、明らかに1番目に書きました私的職業紹介を原則禁止にする34号条約を前提にしているわけですから、34号条

約がその後 181 号に取って代わられたということでありまして、つまり独占とまではいかなくてもどちらかという public employment service によって独占をするという哲学、あるいは私的なものは極めて否定的に考えて、なるべく禁止ないし強い規制をするという前提ですね。public は非常に立派なもの、民はいかがわしいという時代遅れの哲学で、この哲学は 96 号条約でも生き残ったわけですが、181 号条約で終止符をうたれたと考えるべきだろうと思います。

これはまず時代背景で考えますと、そこに書きましたことは改めて申し上げるまでもありませんが、70 年代以降、労働市場の根本的な変容の中で官の独占というのはほとんど意味を失ったということでありまして、代表的な文献は、そこに挙げておきました。これは ILO の職員の人だと思いますが、3 ページの一番下に引用しました。ILO が出しております「The Public Employment Service in a changing Labour Market」、2001 年に出たなかなかまとまったいい文献ですが、ここで官による独占の原則の終焉ということが指摘されております。

2 番目に、西欧の専門家の中で 88 号条約というのは過去の遺物だというふうに考えられております。これは吾郷先生も御指摘をしておられましたように、私の見方では ILO の理事会もこの条約の時代錯誤性を認めまして批准の働きかけの対象から除外しているということが第 1 です。

2 番目は、70 年代になってイギリス、イタリアのようなヨーロッパの主要国が極めてテクニカルな理由で 88 号条約を相次いで廃棄をしております。そんなことでいちいち廃棄をしなくてもいいかなと思うのにわざわざ廃棄をしているのは、つまり 88 号条約というものをそれほど尊重していないからこそ極めてテクニカルな理由で廃棄をしたと見るべきだろうと思います。

この二つの点からみて、70 年代以降徐々に 88 号条約のクレディビリティが著しく低下してきたと見るべきだと思います。また各国の実態から言っても官の独占が終了しておりまして、70 年代の終わりぐらいからどこの国でもテンポラリー・エージェンシーというものが続々と生まれ、拡大をし、ヨーロッパの町を歩いていても、例えばロンドンの町を歩いていても、不動産屋と同じくらい人材派遣業の店の看板が目につくようになり、新聞などを見てもテナ関係の広告がやたらに目につくようになってきました。

そこで、我々の感覚からは「from co-existence to co-operation」、「官民共存から協力」へという変化です。これはたまたまここでも前に御紹介しましたが、4 ページの一番上の注 3 で Nakayama & Samrodov という人の論文を引いておきましたがこれは「From Co-existence to Co-operation」という副題が付いておりますように、我々専門家の考え方から言うと、官の独占はもはや終了し、88 号条約はもうお蔵入りであるということでありまして。

それで、OECD 諸国などの先進国では官民競争を前提に考えられているということで、この論文が出ております。この書物は「Temporary Agency Work And Information Societ

y」というタイトルになっておりますが、これはベルギーのブランパンと私がやっているプロジェクトで継続的にヨーロッパの代表的な学者、実務家が出席し、日本からは主として私が出ておりまして、アメリカの人はどういうわけか入っていないのですが、連続的にプロジェクトをやってきました。たまたまこの2003年の会議ではITの発展に伴ってtemporary agencyがどういうふうに変化するかという点について議論をしたのですが、その5年前の1998年にPrivate Employment Agenciesについてやはり同じような研究会議をやって開いております。

その議事録を読み返してみたら、97年にILO条約の181号ができたのでそれに合わせてこのプロジェクトをやったのですが、このカンファランスは大体各国からペーパーを出してもらい、そのペーパーに基づいていきなり議論をする。ペーパーはペーパーで出版するものには載せるのですが、ペーパーのプレゼンテーションはいちいちやらずに議論をするという効率的な会合をやっていました。

大体おしゃべりな出席者が冒頭にしゃべるのですが、始めに3、4人発言したのを聞いていて私が発言しておりますが、これを昨日読んでみたら多くの発言者が公的職業紹介機関の悪口ばかり言って、こんなものは要するにろくでもない労働者だけが回ってくるので、だれも企業はまともに公的職業安定所なんか相手にしていないよというような発言が多くて、特にオランダの人がそういうことを言ったので、私はそんなことはない、公的職業安定機関はクオンティティとかプロポーション（官による紹介数とか紹介率）だけで判断してはいけない。最低のセーフティネットワークとしての意味はあるよというようなことをわざわざ発言したような空気でありまして、ヨーロッパの連中は公的職業安定制度について否定的な評価がかなり一般的でした。

この会議でILOの2人の職員が出した先ほど触れましたペーパーで唯一88号条約について触れているのは、そこに引用しました「When the public employment service outsources its functions to private operators whose employees work under different rules compared to government service, they fulfil above functions in lieu of PES public servants」。こういうふうに言うておりまして、明らかに民間に委託をしたらそこで88号条約の要求をしている役割をPESに代わって果たすことになると言っており、全く88号条約に違反するかどうかという点については一言もふれていません。同時に彼らはオーストラリアのケースをその後で詳しく紹介をしておりますけれども、ここでも88号条約との関係などということは全く触れておりません。民間委託が88号条約にふれるなどということは考えもしないというのが、国際的な常識だというのが私の考え方です。

それからもう一つ、最後に88号条約が前提にしていた哲学はもはや時代遅れであるということの一つの間接的なものは、これは直接ではありませんが、90年代になってEU、ヨーロッパ司法裁判所判決で私的職業紹介を禁止したドイツの法律、イタリアの法律と相次いで無効判決が出ております。これはEUの競争法に違反をするということで、ヨーロッパでは今や公共職業安定所というものの独占あるいはそれに近い、公共は肯定的、私的な

ものは否定的に解するという考え方はもはや過去のものになったということの幾つかの徴表は以上のようなことであります。

最後に、88号条約の合理的解釈です。基本的なスタンスは、88号の前提であった公的職業紹介の国家独占は今日、否定をされておりまして、官民の協力、補完、競争の観点から検討されるべきであるというのが国際的な常識と言っていいだろう。88号の正しい日本語訳を私がやるとすると、「service」を「組織」と訳して「office」を「機関」と訳すというような翻訳は公的職業安定制度にとらわれた翻訳だろうということでもあります。したがって、この条約のタイトルの略称はまず「職業紹介に関する条約」です。正式の名称は「職業紹介の組織に関する条約」で、職業紹介というのは職業紹介業務ということでサービスという意味です。

2条は、職業紹介業務は国の指揮監督の下にある職業紹介所（office）の全国的体系によらなければならないということです。

3条は、その体系は国のそれぞれの地域に対し十分な数の、労使にとって便利な地点に配置された地区、または地域の紹介所の網状組織によって構成する。

それで、この場合の紹介所というのは公であれ、私であれ、紹介所であればそういうものがあって、それが網状の組織になっていればいいというのが3条です。

それ以下の8条までの条文というのは、職業紹介を実際に行うものが、employment service はこうしろああしろということを行っているわけで、職業紹介所とか、そういうことではないんです。施設、ファシリティの問題ではなくて、職業紹介はserviceです。そのserviceを実際に行う者は官であろうと民であろうと関係なく、それぞれの条文の要件を満たすことができるかどうかということが条約の適合性の問題です。

こういうふうに理解して、最後に残るのが実は9条であります。私も最初から9条は非常に問題だと考えておりましたが、そうするとここもemployment serviceのstaffなんです。職業紹介所のstaffではないんです。そうするとserviceのstaff、つまり職業紹介に携わる者ということでありまして、紹介業務従事者全員が公務員でなければならないと読むべきかどうか。

これは、181号条約が成立して以降の官民の協力、補完、競争ということを目論んだ官へのアウトソーシングを前提とするILO条約の現行法体系ですね。我々が共通に西欧の学者と一緒に議論をしているときの前提であるILO条約の現行法体系と矛盾をすることになるわけです。

そこで、可能な合理的解釈はどういうことかということ、第2条の定める全国的体系のstaffだけについて定めている。つまり、employment serviceの全国的な体系をこの条約は要求しているわけですね。その全国的な体系のstaffは公務員でなければいけない。それで、これは後で申し上げますように非常に独立性の高いガバメント・オフィシャルということでもあります。

そこで、staffというのはそういう意味で非常に限定されたものだということを根拠づ

けるために、ややペタンティックですが、うちにあるウェブスターとか、研究者の大英英和辞典とか、いろいろなものを見ました。それで、大体英語のわかる方はおわかりだろうと思いますが、staff というのは語源的には杖とか棒とか、特にお坊さんがついている権威の象徴の杖ですね。これは官職の権限を象徴するようなものとしての棒とか杖で、総じて棒が転じて支配人、監督、経営者というようなトップに対する補佐役の一段、これが staff です。

例えば、これはウェブスターだったかと思いますが、「a group of officers serving a military or naval commanding officer in advisory or administrative capacity without combat duties or command」、要するにこれは実際に戦闘に従事する兵隊は入らないので、参謀本部の将校である。トップを補佐する staff というのが本来の staff である。

しかし、これは語源はそうですが、語源からちょっと離れたところで使われているのは特定の業務の遂行を託された一団の幹部で、これはなるほど場合によっては職員か部員とか局員とか訳しても誤訳ではありませんが、典型的に言うと大体辞書で出ている例は editorial staff とか teaching staff、編集部員とか教授陣ということであります。つまり、「a specific group of workers or employees」です。ですから、worker とか employees 一般ではなくて特別のグループを言うということであります。そうすると、「職員」と訳しても誤訳とは言えないけれども、少なくともこれはあくまでもどこから入るか、いろいろ議論が残ると思いますが、上級職員だろう。結局、employment service の全国組織の staff ということにならざるを得ない。それで、あくまで9条というのは employment service の staff と言っておきまして、個々の職業紹介機関あるいはハローワークのような公共職業機関、あるいは私的職業紹介所もありうるのですが、そういうものの staff ではなくて全国的な、この条約が加盟国に要求をしている national system の employment service 業務の遂行を託された一団の幹部という意味に読むべきだろうということですよ。

そこで、時間がオーバーしましたが論点メモについて申しますと、民間委託が不可能だというような解釈というのは、そもそも官民協力、補完、競争の原則を否定する時代遅れの解釈と言わざるを得ないわけで、それは条文解釈上から言うと、まず2条の「service」を「組織」と読むことから生ずる誤解あるいは曲解で、ハローワークの非常勤職員などは明らかに9条の定義する「雇用を保障された public officials」とは到底言えないわけでありまして、この辺を無理やりに当てはめて読もうという解釈で論点が出ておりますが、私はあまりこういうことを議論する興味がありません。条文の杓子定規な解釈論議はやめた方がいいと思います。

3番目は職業紹介機関の数とか配置ですが、88号条約は1条、2条で無料の職業紹介の全国的ネットワークの提供を国に要求している。それで、3条で地域サービスを確保する。4条、5条で労使代表の協力、6条から8条で提供すべきサービスの内容を定めているにすぎないわけです。それで、public な紹介所、ファシリティがそういうことをやらなければいけないなどということは一言も言っていません。service のシステム、そういう業務

の仕組みについて定めている。

この service が全国ネットワークの下で官民協力によって確保される限り、違反は生じないというのが私の結論でありまして、3条及び6条から8条の要件が満たされる限り、全国的ネットワークの具体的な中身は問わないというのが条約の解釈になるかと思いません。

現在のハローワークが必要最小限か？これは具体的には個別的検討を要するだろう。官民協力競争ということから考えると、例えば民が非常に有効な働きをしていれば、もう官は引っ込んで条約違反の問題は全く起きないということでありまして。民間委託についても全くこの条約が禁止しているということは到底言えないわけでありまして、民間委託の進展の結果、官民協力による全国なネットワークが3から8の要件を欠く結果になれば、国はその欠落を埋める必要があるだろう。民間委託を含めて過度の民営化の結果、このような事態が起き、国がこれをカバーしない場合に88号条約違反の問題が生ずる可能性はあるということです。

そこで、違反が起きないように、当面、現行ハローワークの枠組みは維持しつつ、ステップ・パイ・ステップで民営化を進めるとというのが賢明であろうというのが私の結論でございます。

以上、ちょっと駆け足でやったのですが、時間を超過しました。これは座長の特権でお許しいただくということで、残りの時間があまりなくなってしまったのですが、質疑応答、意見交換をお願いしたいと思います。どうぞ、御自由に。

では、小寺先生どうぞ。

小寺委員 諸先生のお話を聞いて大変勉強になったのですが、実は私は前回一つ言い忘れていて、同時に本日の議論に関わる点を申し上げたいと思います。

それは、条約の目的をどのように理解するかということです。前回、私は条約の解釈規則の話をして、目的及び文脈を踏まえて通常の文言によって解釈するというように申しました。ただ、文言の話、文脈の話は少ししたんですけれども、目的の話はしなかったわけです。

この目的の話というのは今日の御議論に関係させますと、この条約を非常にリジッドな義務を課したものと理解するのか、それとも、相当裁量の幅の広いものというように理解するのか、という論点に関わってくると思います。逢見委員が本日御発言されたことと花見委員、山本委員が議論されたこととを比べますと、条約の目的の把握が私は相当に違うと思います。

といたしますのは、逢見委員の今日の御発表を聞いておりますと、何度も出てきましたのがセーフティネットという言葉であり、更にILO条約の全体的な目的というものが出てきて、私の言葉で言いますと、ILO条約を人権促進を目的としたというような形で読んでいらっしゃる。特に労働者の人権という観点を相当強く押し出した解釈をなさっているということをお話を聞いていて感じたわけでありまして。ところで、花見委員、山本委員の

御見解を聞いていると、あまり人権というような話は聞こえてこない。

この点をどう理解するかということに関わるのですが、私も少し勉強しまして、ILOのさまざまな条約の中には人権の保護自体としてとらえられるものと、そうでないものに振り分けられるように思われる。今日、逢見委員から御紹介があった中核的な条約というものについては、国際的な人権保障という観点から批准履行というものを強く迫られていると考えられているようであります。

ところで、今回の88号条約を見たときに、このような労働者の人権の尊重自体を目的と理解することがいいことなのかどうかということがあると思います。たしか私の記憶では、中核的条約の中にこの88号条約は入っていないと思います。通常、条約の目的というのは、ILO条約の場合はILO全体の目的というものもあるのですが、同時にこの88号条約自身の目的というものをやはり考える必要があるかと思います。

実は、私はその目的ゆえに、先ほど花見委員がお話になった181号条約ができ上がった後についても88号条約は生き残ったんだと思います。通常、条約の目的というのは、前文や1条に書き込まれるんですけども、これは前文がないんですね。それで、どこに目的があるのかというように読んでいますと、やはり目的と考えるのは逢見委員から本日引用があった1条の2項なんだろうと思います。

1条の2項というのは職業安定、先ほど花見委員が「組織」というのはおかしくて「業務」だろうとおっしゃいました。まさに私もそのとおりだと思いますけれども、その本来の役割というのは何かというと、完全雇用の達成及び維持並びに生産資源の開発及び利用のための国家的計画の不可分の実態をつくり、雇用市場を最もよく組織化することであるということであります。英語では、「The best possible organization of the employment market as an integral part of the national program」というところが本条約の目的ではないだろうか。

この目的から88号条約を理解するとしますと、それは時代によってまた状況によって解釈の厳格さが相当に違ってくるだろうと思います。それで、この完全雇用の達成云々と雇用市場を最もよく組織化するという目的に照らしてナショナル・システムを維持しなければならないような国も、つまり国自体が責任を持って組織しなければならないようなことも当然のこととしてあるだろうと思います。

それで、先ほど花見委員から御紹介があった先進諸国では、当然状況も違って来るわけであって、この条約の目的を人権、つまり労働者のセーフティネットワーク云々というような形で理解するべきなのか。それとも今、私が申し上げたように、ナショナルワイドの雇用市場を最もよく組織化することが目的であるかと考えるかという辺りが、この条約に対する基本的なアプローチの分かれ目ではないかと思います。以上です。

花見座長 ILO条約というのはすべて人権に関係すると言えばしているんですね。ただし、人権そのものを実態的に保障するような条約かということ、これは雇用政策に関する条約ですね。労働市場政策を確保することによって人権につながるという意味では人権

と言えば人権なんだけれども、もし人権を狭い意味に解すれば、これはおっしゃったように中核にももちろん入っていませんし、非常にテクニカルというか、政策的な条約だということでもいいんじゃないかと思いますが、だから人権と全くないというわけではないだろうと思いますが。

小寺委員 私も同意見でありまして、ILOの中でつくられている以上、人権には関係するわけですが、中核条約にある強制労働禁止云々というようなものとは相当性格が違うだろうし、それに応じて解釈も変わるだろうと思っているということです。

花見座長 ほかにどうぞ。

逢見委員 今の小寺先生のご指摘ですが、ILOの目的には人権と合わせて貧困との闘いというものがあります。第1条2項で「完全雇用の達成」とあります。これがフィクションだと言われるかどうかはわかりませんが、そういうものをその国に対して求めている。そこでだれもが無料でサービスを受けられる公共職業安定組織とかサービスというものをつくりなさいということを行っているわけですから、私はこれをセーフティネットというふうに理解しております。これは有料職業紹介と明らかに区別をして考えているわけですから、無料でだれもが利用できることを国が維持することの必要性、それはまさにILOの目的として出発したものだろうと考えています。

花見座長 今の問題について、吾郷先生よろしいですか。

吾郷委員 別の点なので……。

花見座長 それでは、八代議員どうぞ。

八代諮問会議議員 その点だけよろしいですか。無料の定義についてですが、私も今、逢見さんがおっしゃったように、無料の職業紹介サービスを提供するというのはセーフティネットだというのは全くそのとおりだと思いますが、日本の職安法の4の2の無料の定義は明らかにILOとは違うのですね。つまり、日本の職安というのは営利を追求する以上は無料ではないという考え方があるということを知ったのです。

しかし、これは労働者の保護を目的とした法律ですから、労働者から見れば無料であればそれがすべてであって、仲介サービスを提供している組織がどういうふうにしてお金を得ているかは労働者から見れば関係ないはずなんです。それにもかかわらず有料、無料の区別をするのは、例えばそれが企業によって払われているときは、いずれそれが賃金に転嫁されるおそれがあるから、したがってやはり労働者にとって無料とは言えないという意味で有料と無料を区別しているわけですね。

だけど、国がお金を出したときに、まさかそれを労働者に転嫁する可能性はないわけですから、日本独自の解釈における定義が実は非常に重要なのです。そこを一緒にすると、無料の職業紹介事業を国が企業に委託することがセーフティネットでないという御発言になってしまって、そこはかなり問題だと思います。職業紹介が無料か、有料かはあくまでも労働者の立場から考えなければいけないのではないかと思います。

逢見委員 そこは、民間が国から委託費をもらってやるとした場合、その範囲内で業務

をすることになります。つまり、赤字を出してまでやるということは普通考えられないので、委託費の範囲で利益を出して実施するということになります。

そのことによって、本来であれば受けられるべきサービス、例えば自分は失業しているから早く職業紹介してほしいと言ったときに、それが後回しにされるようなことがあれば、セーフティネットとしての機能を果たすことができないわけであって、そういうことを民間が行うことに対しては監視しなければいけないというのが181号条約にもあるわけです。無料というのはあくまでも権利として請求できるものであって、ハンディがあろうとなかろうとだれ一人分け隔てなく受けられるサービスです。国が委託費を払うことでその権利が阻害される懸念があるということで、無料という場合には国からの委託費で民間がやることは含まれないと考えています。

八代諮問会議員 それがまさに市場化テスト法の考え方ではそうではないわけで、もし国が委託費を払って民間にやることによって労働者が損をするのであれば、それは市場化テスト法の考え方に反するわけです。そういうときは当然民間には委託されないわけで、そこにもう一つのセーフティネットの要素が入っているわけです。

だから、今おっしゃったのは単なる委託であって、市場化テスト法による委託ではセーフティネットは法律上担保されているんですね。だから、そこは新法が旧法に優越するというのが当てはまるかどうかはわかりませんが、それが担保されていれば基本的に今の御懸念はないはずですよ。

逢見委員 そこは条約解釈という問題ではなくて、まさに政策判断の問題だと思いますけれども、セーフティネットを損なう懸念が非常に強いものについては無料という定義の中に含める必要はないんじゃないかと思います。

吾郷委員 いろいろとたくさん勉強させていただいたんですが、花見先生の御意見と参考資料のほとんどの部分は私には非常に説得的でありまして私自身納得するところが多いのですが、とりわけそのうちの一つの誤訳と申しますか、意識と申しますか、これは私もいろいろなところで指摘してしまして、ここでもそれが一つの問題点になっているのかと思います。

それで、5ページの真ん中からちょっと下のところのstaffという言葉の解釈です。これはあくまでも上級職員を言うのではないかということではありますが、フランス語の方を見た場合どうでしょうか。私は今、原文を持っていませんけれども、ILO条約はフランス語と英語が両方正文ですから。

花見座長 フランス語は、フオンクシオネール (fonctionnaire) ですか。

吾郷委員 フオンクシオネールだとしたら、明らかに上級ですね。それで、この問題は解決できると思います。ですから、後でこれは見てみればいいと思います。

ちなみに、先ほど花見先生の御指摘の日本の公務員というのをただ公務員というふうに訳してしまったのは、フランス語はフオンクシオネールだからなんです。そこを意図的にフランス語の訳を使って当時の政府公定訳をつくったというふうに私は聞いております。

それから、もう一つ重要な点を申し上げたいと思います。3ページの88号条約をイタリアとイギリスが廃棄した、ディナウンスしたことについてです。これは、花見先生の御理解としては、88号条約は重要でないから、どうでもいいから簡単に破棄してしまったんだというお考えですが、私は正反対に理解してしまして、これは重要であるからこそ破棄したんだと思うんです。つまり、重要でなければそのまま放っておいて、あるいは自分たちの国の解釈でもって放っておけばいいんだけど、そうではないからこそ、この条約を尊重し、かつILOの監視機構を尊重したために、ちょっとでも乖離する状態が出たならば撤回しよう。

これは実は経験がありまして、十数年前ですけれども、マレーシアが105号条約という強制労働条約を廃棄したことがあります。これはシンガポールがその10年前に廃棄して、マレーシアも続いたんですが、この廃棄の際に私はたまたま職務柄1年どころから数か月の間に何度かクアラルンプールに行きましてその廃棄を撤回するように、それを踏みとどまるようにという事務局からの伝達を行ったんです。そこで結局マレーシアが言うには、これは重要な乖離があることをマレーシア政府は認める。それで、そのままずっとマレーシア側の主張を押し通していくのはILOの監視機構のクレディビリティにとって大きい問題となるので、この際、はっきり撤回した方がいいと思ったと言われまして、それは筋が通っていると考えました。

したがって、このイタリアとかイギリスの撤回は、むしろ88号条約を尊重するがゆえのことです。

花見座長 私が重要性がないと言ったとすると、ちょっと表現はまずいので、私の趣旨は、つまり88号条約の基本的な考え方を肯定しているならば、このくらいのテクニカルな理由で廃棄するのはやめるべきで、ちゃんと守るというやり方をすべきなのに、当時のヨーロッパの考え方というのは、公の独占というのは今はあまり意味がないということがだんだん出てきているから廃棄してもいいだろう。つまり、守っておく必要がないという判断だったんじゃないかというのが私の言っている意味なんです。そうじゃないと、これは結構テクニカルで、要するに制度上の問題でしょう。そこまでILOがやっているのはそもそもおかしいという判断もあっただろうと思うんです。

だから、おっしゃるように違反したくないから、そういう意味では重視しているから廃棄したんです。そうでなければわざわざ廃棄する必要はなくて、おっしゃるとおりなんだけれども、私の考え方はそういう意味で、要するにこの条約の哲学みたいなものはもう時代遅れだという常識から言って、これを廃棄しても別に国際非難を受けないだろうということなんです。

吾郷委員 そうだとすると、若干の疑義でもあれば日本政府も考えてもいいかもしれないと。

花見座長 そうですね。

逢見委員 ILO88号条約の誤訳、違訳とかという問題の論点があるんですけれども、

これは一応公式訳になっているんだと思うのですが。

花見座長 だから、日本国内の規範としては、もし裁判所で 88 号条約の日本における効力が議論になったら、これは国会を通過しているからこちらなんだよ、日本訳でいきなさいという考え方もありますね。だけど、それはまさに私の言っている法律主義的な法律意思で、国会が何をやろうと法律の意味というものは事柄の性質に従って条文にとらわれないうで解釈すべきだ。

いわんや立法者の意思というものを探求した場合には、原文ですね。原文と翻訳は違うということになれば、国内の法律、国内の裁判所が条約を解釈する場合も必ずしも批准をしたものに拘束される必要はない。これは解釈の問題ですよ。だから、日本の実定法規として 88 号が直接適用になるとすれば、それはこの条文どおりで、テキストはそうです。だけど、テキストをどう解釈するかという場合は、いわんやオリジナルのものがあるんだからということになるんじゃないかというのが私の考えです。特に国際的な舞台では、日本語の訳がこうだからというような話は全く通用しません。

小寺委員 国際条約についてかつて誤訳が問題になったことがありました。条約として日本が入っているわけですから、日本語訳が何であろうが、日本として拘束されるのは正文であるということで、邦文が国会を通ろうが通るまいがそこは関係ないということです。だから、正文によって日本の権利義務は決まってくるということだと思います。

花見座長 そうですね。そうじゃないと、国際規範としての意味が全くなくなっちゃうんです。

逢見委員 ただ、この懇談会がどういうまとめをするかはわかりませんが、例えば 88 号条約の公式訳は誤訳と解釈すべきだというようなまとめになるのでしょうか。この懇談会は日本語訳についての議論をする場ではないので、そこは疑問です。

花見座長 誤訳かどうかは別として、88 号の本来のテキストから言えば、内容はこういうことだよということです。条約の解釈をし、その意味を確定するために原文に当たって条文の正しい解釈を検討するのがこの委員会の使命です。

山本委員 関連して、先ほどの小寺さんの御発言のとおり解釈基準はいろいろありますが、やはり最後に大事なものは目的解釈というか、更に「実効性の基準」つまり、その条約の目的を達成するのに今の状況の中でどういう解釈をすることが一番実効的かが基準になるわけです。そうすると、今のこの誤訳問題というのも誤訳云々を言う必要はないので、今の時点においてこの条文というのはこういうふうに解釈するのが合理的だというふうに言えばそれでいいんじゃないかと思います。

花見座長 これは、語感から言うとかかなり staff に近いですね。

逢見委員 もう一つよろしいですか。たまたま朝日新聞の記事が配られていまして、条約解釈を二つの機関、厚生労働省と、対するは大田大臣なのか内閣府なのかわかりませんが、そういうところが別の解釈をぶつけているという対比型の論点になっていますけれども、例えば政府部内で条約解釈の意見が対立しているときに、どこが政府部内の最終裁定

というか、きちんとした解釈を行えるのかお伺いしたいんですけれども。

花見座長 それは、そんなものはないでしょう。

櫻井参事官 正式には恐らく外務省の条約局になるのではないかと思います。ただ、実質的にはこういう厚生労働省関係の条約ですと、改正プロセスの中でその業を所管しているところが関与するということは当然あると思いますし、実質的にはそちらの方がむしろ主体的な役割を果たすということもあるかと思いますが、いずれにいたしましても最終的には外務省条約局が政府を代表して意見をまとめるということではないかと思えます。

山本委員 形式的にはそうなんですが、各関係官庁から条約局、現在の国際法局に判断を聞くときの聞き方が問題なんですね。その聞き方によって、外務省は中身を知らないでイエスと言ってしまうことはありうるわけですから、この条約はこういう背景でこういう解釈が可能だけれどもどうかとか、かなり追い込んだ形にしないと適正な解釈は出てこないと思います。

八代諮問会議議員 多分この記者が書いていることはこういうことではないか。つまり今おっしゃったように外務省は中身がわからないから厚労省に丸投げしているんですが、そういう意味で厚生労働省の解釈というのは既にある。ただ、解釈の仕方が全くそれしかないのかどうかということ専門家が集まって検討することは意味があるであろうということです。結論がどうなのかはもちろんわからないわけですが、それは環境問題でも何でもほかにもそういう問題はいっぱいあるわけです。だから、結論がどう出るかは別にして、官庁がこうだという解釈したらそれでおしまいというのではないだろうというだけの話です。

花見座長 それでは、予定の時間を5分ほど過ぎましたので、特に御発言はよろしいですか。それでは、本日はこの程度にいたしまして、次回は2月9日14時半から17時まで、事務局からこれまでの各委員の御見解を踏まえた報告書の素案を提出していただいた上で、それを元に御議論をしていただきたいと思います。

事務局の方から連絡事項がございますか。

櫻井参事官 今、花見座長からおっしゃっていただきましたように、今までいただいた御意見を事務局なりにそしゃくをさせていただいて、こういう論点についてはこういう御議論があった、意見が一致したところがあれば意見が一致したと書かせていただければと思いますし、そうではなくて意見が分かれたところについてはこういう意見とこういう意見があったというようなことをなるべく客観的にまとめた素材を提供させていただきたいと思えます。

ただ、私どもも能力の限界もありますので、いろいろ誤解もあろうかと思えます。そのときは、また次回の御議論の中で修正をさせていただければと思っております。

本日は、長時間ありがとうございました。

花見座長 それでは、本日はこれで終了といたします。お忙しいところをありがとうございました。

